

○美祢市共催等に関する事務取扱要綱

平成24年12月27日

告示第152号

改正 令和3年3月4日告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市（以下「市」という。）以外の団体が主催する事業又は行事（以下「事業等」という。）について、市が共催又は後援（以下「共催等」という。）をする基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業等の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義の使用等をもって支援することをいう。

(共催等の承諾基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催等の承諾をするものとする。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、市の区域又はこれに隣接する区域で開催されるなど、広く市民を対象とした事業等であること。
- (3) 事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。
- (4) 主催者が参加者から参加料、入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であって、営利を目的としない事業等であること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承諾は行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当するもの
- (3) 暴力団との関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利又は特定の団体の宣伝若しくは利害を目的とするもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が共催等を行うことが適当でないとするもの

(共催等の申請)

第4条 市の共催等を受けようとする団体は、共催・後援申請書（別記様式第1号）に次に掲

げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度に同様の事業等で共催等の承諾を受けた場合は、第3号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 事業計画書又は開催要項
 - (2) 収支予算書（入場料、参加料その他費用を徴収する場合に限る。）
 - (3) 団体の規約その他これらに類するもの又は団体の活動実績を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （共催等の承諾等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、第3条に規定する承諾基準に該当すると認めるときは共催・後援承諾通知書（別記様式第2号）により、該当しないと認めるときは共催・後援不承諾通知書（別記様式第3号）により承諾の可否を団体へ通知するものとする。

2 市長は、共催等の承諾をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第6条 前条の規定により承諾を受けた団体（以下「承諾団体」という。）は、承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、その内容を書面により届け出て、市長の承諾を得なければならない。

（承諾の取消し等）

第7条 市長は、承諾団体が次のいずれかに該当した場合は、その承諾を取り消し、共催・後援取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する承諾基準に該当しない事実が判明したとき。
- (2) 申請書又は添付書類に虚偽又は不正があると認められるとき。
- (3) 承諾団体が解散したとき又は事業等を取りやめたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めるとき。

（事務主管課等）

第8条 共催等に関する承諾事務は、当該共催等に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課（課に相当する組織を含む。）が処理するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の前年度に同様の事業等で共催等の承諾を受けた団体が施行日以後共催等の申請を行う場合にあっては、第4条第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

附 則（令和3年告示第69号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

共催・後援申請書

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住 所

氏 名

(※)

(※)法人にあつては名称及び代表者の氏名

電話番号

次の事業等について、美祢市の共催又は後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

共催・後援の別	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援
事業等の名称	
事業等の目的	
事業等の内容	
事業等の開催日	
事業等の開催場所	
他の共催・後援予定者	
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の申請(年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めて申請する。
入場料等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
事務担当者	住 所 氏 名 電 話
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書又は開催要項 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 団体の規約又は団体の活動実績を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他必要書類

別記様式第2号（第5条関係）

共催・後援承諾通知書

年 月 日

様

美祢市長



年 月 日付けで共催・後援の申請のありました事業等について、次のとおり承諾します。

事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾に当たって付する条件	
担当課	部 課 電話

備考

- 1 承諾を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、市長に届け出てその承諾を受けること。
- 2 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、承諾基準に該当しない事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は市長が取消しを必要と認めたとき等は、その承諾を取り消すことがある。

別記様式第3号（第5条関係）

共催・後援不承諾通知書

年 月 日

様

美祢市長



年 月 日付けで共催・後援の申請のありました事業等については、次の理由により承諾しません。

事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾しない理由	
担当課	部 課 電話

別記様式第4号（第7条関係）

共催・後援取消通知書

年 月 日

様

美祢市長



年 月 日付けで共催・後援を承諾した事業等については、次の理由により承諾を取り消します。

事業等の名称	
取り消す理由	
担当課	部 課 電話